

浜 情 委 第 5 号  
令和7年6月9日

浜松市長 中野 祐介 様  
(福祉総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 杉田 智樹

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

令和5年8月22日付け浜健福第252号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第274号)

<公文書の件名>

- (1) 令和2年4月16日付け厚労省からの「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について」による精神病院からの回答について (様式1及び様式2)、また厚労省への回答内容
- (2) 2022 (令和4) 年度 精神病院指導監査に係る、全病院の
  - 1 実施状況、2 実施結果、3 改善結果、4 指導監査に伴う調査票

## 1 委員会の結論

- (1) 浜松市長が、「令和2年4月16日付け 厚労省からの「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について」による、精神科病院からの回答について（様式1及び2）、また厚労省への回答内容」について、当該公文書を作成していないことを理由に、文書不存在として公文書を公開しなかったことは妥当である。
- (2) 浜松市長が、「2022（令和4）年度 精神科病院指導監査に係る、全病院の、1実施状況、2実施結果、3改善結果、4指導監査に伴う調査表」の一部について公開しないこととした処分については、取り消されるべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和5年4月14日  
審査請求人は、1 厚生労働省からの「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について」による、精神科病院からの回答について（様式1、2）、及び厚生労働省への回答（以下「請求対象公文書1」という。） 2 2022（令和4）年度 精神科病院指導監査に係る、全病院の、1実施状況、2実施結果、3改善結果、4指導監査に伴う調査表（以下、「請求対象公文書2」という。）の公文書公開請求をした。
- (2) 令和5年5月29日  
実施機関は、請求対象公文書1について、精神科病院への調査を実施していないことから、文書を作成しておらず、請求のあった公文書は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号。以下「浜松市公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書に該当しないとして文書不存在を理由に非公開とし、また、請求対象公文書2については、浜松市公開条例第7条第2号又は第3号に該当するとして、請求のあった公文書の一部を非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和5年8月2日  
審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和5年8月22日  
審査庁は浜松市公開条例第19条に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

ア 「文書不存在」の状態は事務的な何らかの不測の事態によるものと思われることから決定の取消しを求める。

イ 「公開しない部分の処分を取り消し、公文書の全部を開示する。」との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 請求対象公文書1について

当該文書は精神科医療機関における虐待事件の実態把握のための厚労省からの調査依頼の文書である。厚労省は結果をまとめたものの、2022年12月静岡県内での精神科での虐待事件を受け、令和5年1月17日付けの事務連絡で「精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について（再周知）」との文書により、改めて都道府県及び指定都市あて通知が行われている。

以上のような経過は、精神病院での虐待事故の実態把握及び虐待事故の防止に向けた、厚労省が都道府県及び指定都市あてに通知した文書である。なお、当該通知は厚労省ホームページで把握できる状況にあるもので、事務的な不測の事態によるものと考え、文書不存在の理由解明のうえ、決定の取消しを求めるものである。

##### イ 請求対象公文書2について

当該精神科病院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（「精神保健福祉法」という。）第19条の8に該当する指定病院である。また、精神保健福祉法は第1条の目的で、「精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を目的とする」と定めている。

したがって、浜松市公開条例第7条第2項イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報」であり、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」との記述は、情緒的で具体性を欠いており全部公開を要求するものである。

また、昨年12月に発覚した精神科病院での虐待事件を踏まえれば、より一層の公共性、透明性が求められるもので、非開示決定を取り消し、全部開示を重ねて要求し、浜松市公開条例の目的である、「市民の市政についての知る権利」を尊重し、「市の諸活動を市民に説明する責務」を全うすることを求めるものである。

#### (3) 反論書での主張

浜松市公開条例第1条は、「市民の市政についての知る権利を尊重して、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに市の保有する情報の公開に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の信頼の確保と市民参加の充実に資し、もって民主的で開かれた市政

の運営に寄与することを目的とする。」とあり、公文書開示請求権を十分尊重する見地から情報公開を行うことが求められている。

浜松市行政手続条例第1条第1項は、「処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と、行政運営が「公正」に行われるべきものであると規定するとともに、「透明性」の向上が図られるべきことを明記している。

なお、精神科病院における事務指導監査は行政機関の恣意によるものでなく、精神保健福祉法に基づいて行われるもので、任意の情報収集等とは異なる。また、厚生労働省通知の「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」に基づき行われていることは自明である。

前記通知では「入院患者の処遇については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）等に基づき、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等にかかる処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある」と、適正な精神医療の確保を求めたものとなっている。

ところで、弁明書では非開示の理由として「条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当することを理由として非開示とした」としている。

以下、非公開理由の根拠とする規定に基づき反論意見を述べる。

なお、厚生労働省からの事務連絡令和2年4月16日付け「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について」との文書は、「調査依頼文書を收受していないため回答を作成しておらず、浜松市長が保有していない文書であるため、公開できない。」との弁明があった。

しかしながら、「審査請求人の主張する当該通知については確認し、精神科医療機関に対して適時対応しているところである。」との説明があった。また、「当該文書が存在であるという理由で非公開としたことに誤りはない」とのことであるが、行政文書を收受していないことについて「文書不存在」であると、平然とした態度で非公開としたことに、浜松市の情報公開及び文書管理に大きな疑義が生じる。

従って、文書不存在として処理することは適切ではなく、「文書を收受していない」ことの原因究明のうえ、市民への説明責任を果たすべきであると考え。この点については、反論意見の後段で述べる。

## 1 精神科病院における事務指導監査結果について

### (1) 条例第7条第2号（個人情報）について

行政手続法の規定による、不開示情報に関する判断基準（法第5号関係）では、「個人に関する情報（以下「個人情報」という。）とは個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断評価等のすべ

ての情報が含まれるもの」としている。

条例第7条第2号は、個人のプライバシーが情報の公開により侵害されないように保護を与えるものとするものだが、他方で公開請求する市民、利用者の権利との調和を図るため、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報が記録されている公文書に限り、非公開とすると定めたものであると解釈できる。

弁明書では、「特定の個人は識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを公開しないと規定している。」として非公開としている。

従って「通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」以外は開示すべきだと考える。具体的には、精神科病実地指導調査票(1)では、開示された院長名及び医師名簿の常勤医師名は「公にすることにより、なお個人の権利利益を害することがない」として公開している。しかしながら、他の職員については、公にすることで具体的にどのような権利利益を害するかについて明らかにせずに非開示決定している。

例えば言えば、調査表(1)3の(5)医師名簿について、氏名、年齢以外の「専門科目、指定医師の資格の有無及び指定医番号、有効期間、精神科臨床3年以上」の欄について、「非公開により保護される利益と公開することにより得られる公益性とを比較衡量」したうえで、非公開妥当であれば判断結果を示すべきである。

ここでの個々に関する情報の中で職務に関する資格については、精神科病院勤務体制に必要な条件であり、無資格、期限切れ等の違法行為はあってはならない事態である。

弁明書では、「審査請求人は、条文を引用するのみで、如何なる理由で当該情報が人の生命を守るか主張しておらず、その因果関係は不明である」としているが、そもそも非開示決定を行う場合は、審査請求人に因果関係の説明を求めることは本末転倒と言うべきで、非開示決定を行った実施機関こそが立証責任があり、条例第12条に基づき決定を行うべきである。

さらに、「複数の情報を組み合わせることにより個人を識別することは可能である。」とした判断は、具体的な個人特定の可能性を検討しないまま、抽象的に条項に該当するとしただけでの、条例適用はあり得ないと考える。

今回の情報開示請求の趣旨は、精神科病院の情報開示によって、各病院の医療体制が公開されることで、利用者、市民が安心して治療を受けられる状況の有無の確認にある。

従って、調査表(1)の「3従業員の配置状況及び勤務体制等」の中の職員数を開示し、表中の区分に掲載されている職種の「特定の個人を識別することがで

きるもの」を除外した項目について開示を求める。なお、表中で常勤医師数のみが開示されているが、それ以外の非開示内容は数字の計上でありながら、特定の個人が識別できるとしているがその根拠、理由の提示を求める。

(2) 条例第7条第3号ア（法人情報）について

精神科病院は精神保健福祉法による指定病院として措置入院など非自発的入院があり、一定条件下での隔離・拘束・閉鎖処遇など人権の制限行為が合法とされている。従って、精神科病院では一般科医療機関より利用者、市民に対して一層の公共性、透明性が求められているのは当然で、精神保健福祉法が掲げている目的に照らしても明らかである。

精神科病院における事務指導監査は行政機関の恣意によるものではなく、精神保健福祉法に基づいて行われるもので、任意の情報収集等とは異なる。また、厚生労働省通知の「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」に基づき行われていることは自明である。

前記通知では「入院患者の処遇については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）等に基づき、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等にかかる処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある」と、適正な精神医療の確保を求めるためのものとなっている。

また、条例第7条第3号アで掲げられている「権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ」については、法人の目的や事業活動における内容に基づき慎重に判断すべきであるが、単なる確率的な可能性ではなく、条例によって保護される理由の蓋然性が求められると考える。

精神科病院実地指導調査票(1)の「2 病床及び入院患者の状況」の情報は、個別病院の病床数や入院患者等に関する客観的、概括的な数値が記載されたものである、これらは、病院経営上の秘密やノウハウに関するものではなく、経営方針、経理等の事業運営を行う内部管理事項とは必ずしも言えないことから、「競争上の地位その他正当な利益が害される」具体的、客観的危険があるとは認められないものであり、情報開示すべきである。

また、精神科病院実地指導結果報告書計上の入院患者数以下の項目及び、実地指導結果の概要の全項目並びに、実地指導の結果に基づく採った措置についても、前記同様の理由で情報開示すべきである。

なお、開示した場合の「正当な利益が害されるおそれ」とは、どのような状況であるかを明らかにしないままの非開示決定はあり得ないものと考え、条例第7条第3号アに規定する「おそれ」ではなく、具体的な、現実的な非開示決定を行った実施機関として、立証責任を果たすため、条例第12条に基づき決定を行うべきである。

さらに、法第4条では、医療施設の設置者は「精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため」、「精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用できるように配慮し」、「地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」とされている。

従って、精神科病院には、前記条文の趣旨を踏まえより高い公益性が要請され、そのことによる影響は各病院が引き受けるべきもので、情報が公になることで競争上の地位その他正当な利益が害されるとは言い難いと考えます。精神科病院の事業活動は、条例第7条第2号にある「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが認められる情報」であり、危害の発生の未然防止に該当するものである。

精神科医療機関の情報は、この間の精神科病院での患者虐待・暴行事件を繰り返さないため、利用者、市民にとって必要かつ重要な情報であることは言うまでもない。法令違反ないし不適切な事態を指摘された場合は、「権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ」があるとするだけでなく、情報の内容や性質をはじめ、事業者の事業内容や情報が事業活動等において、競争上の地位及びその他正当な利益が侵害される危険が具体的、客観的な理由が示される必要があると考えます。そして法人ごとに事務事業は異なっていることから、法人ごとに個別具体的、現実的な公開しない理由が示されるべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

(1) 令和2年4月16日付け厚生労働省からの事務連絡「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について」に対する厚生労働省への調査回答内容について公開請求を受けたものである。

本件審査請求の争点は、文書が存在しない点である。当該厚生労働省からの調査依頼文書は認知しておらず、回答を作成していなかった。浜松市公開条例により公開の対象となる公文書とは、浜松市公開条例第2条第2号に定めるとおり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。

よって、回答を作成しなかった是非はともかく、実施機関が職務上作成したのも、保有しているものでもなく、当該文書が存在しないという理由で非公開としたことに誤りはない。

ただし、今後は通知文書を必ず確認し、必要な調査依頼には回答するよう努める。また、審査請求人の主張する当該通知については確認し、精神科医療機関に対して適時対応をしているところである。

(2) 精神科病院事務指導監査は、精神保健福祉法第38条の6に基づき、精神科病床を有

する病院を対象に、精神保健福祉法その他の法令に規定する事項の遵守状況について調査し、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰の一層の促進を図ることを目的としている。このために作成し取得した文書については、浜松市公開条例の以下の条項に基づき、部分公開としている。

#### ア 浜松市公開条例第7条第2号（個人情報）

この規定は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを公開しないと規定しているため、指定医や病院職員、患者の氏名など個人名は非公開としている。

審査請求人は、「精神保健福祉法が精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とすると定めているため、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。

しかし、当該規定を適用し得るか否かは、非公開により保護される利益と公開することにより得られる公益性とを比較考量し、判断することが必要である。

以上を踏まえて検討すると、患者の氏名・従業員の氏名・指定医の氏名などを公開したところで、およそ人の生命、健康、生活又は財産が保護される理由は見当たらない。

また、審査請求人は、条文を引用するのみで、いかなる理由で当該情報が人の生命を守るか主張しておらず、その因果関係は不明である。

よって、公開することに公共性は見いだせないため、浜松市公開条例第7条第2号イの適用はできず、個人情報の保護という観点から非公開としたことは妥当である。

#### イ 浜松市公開条例第7条第3号ア（法人情報）

この規定は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地域その他正当な利益を害するおそれがあるものを公開しないと規定している。

審査請求人は、浜松市公開条例第7条第3号の適用について、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれという記述は、情緒的で具体性を欠いている。」と主張している。

当該理由で非公開とした箇所には、従業員の数や入院者数について記載がなされている。指定病院といえども法人であり、その規模や財務状況などについては、一般に公開されているものでない限り、通常の法人と同様に当然に保護されるべき情報である。

また、当該監査結果は、法人の社会的な信用に関する情報であることは明らかで

あり、当該法人が社会通念上許容されない事件を引き起こした、改善命令などの行政処分が下され守るべき保護が最早ない、などの特別な理由がない限り、その公開は慎重になるべきであるし、精神保健福祉法第 38 条の 7 において、改善命令に従わなかった旨を公表する手続が定められている以上、少なくとも監査で指摘を受けた結果のみをもって、一般にその事実を公表するべきと解すべきではない。

よって、当該情報は権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるから浜松市公開条例第 7 条第 3 号に該当し、非公開としたことは妥当である。

#### ウ 浜松市公開条例第 7 条第 6 号ア（事務又は事業に関する情報）

非公開理由に浜松市公開条例第 7 条第 6 号アを追加する。この規定は、市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを公開しないと規定している。

この規定については、公開決定の際には適用しなかったが、監査を実施した精神保健指定医の氏名が明らかになることにより、今後、当該医師が監査に係る中立的な判断ができなくなる、又は当該医師から監査の協力が得られなくなるなど、精神科病院の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非公開としている。

## 5 委員会の判断

### (1) 本件に係る法令の規定について

#### ア 浜松市公開条例第 2 条第 2 号について

浜松市公開条例第 2 条第 2 号は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

#### イ 浜松市公開条例第 12 条第 1 項について

浜松市公開条例第 12 条第 1 項では、実施機関は、浜松市公開条例第 11 条各項の決定をしたときは、当該決定した根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない旨が規定されている。

### (2) 本件処分のうち、請求対象公文書 1 に係る部分の妥当性について

審査請求人は、「文書不存在」の状態は、事務的な何らかの不測の事態によるものと思われることから、その理由解明のうえ、処分の取り消しを求めている。

一方で、処分庁は、公文書部分公開決定通知及び弁明書において、請求対象公文書 1 は、厚生労働省からの調査依頼を見落とし、当該調査を行わなかったため、「精神科病院からの回答」及び「厚生労働省への回答」を作成していない旨を主張しており、

その内容から実際に文書が作成されなかったことは、当委員会として首肯できるものである。

公文書公開請求の請求対象となる公文書とは、実施機関が職務上作成し、又は取得した文書であり、当該公文書が作成されなかった事務処理上の是非はともかく、当該公文書が作成されていないことは明らかであるから、実施機関が文書不存在を理由に、当該公文書を公開しなかったことは妥当である。

(3) 本件処分のうち、請求対象公文書2に係る部分の妥当性について

審査請求人は、実施機関の部分公開決定通知に理由の付記が十分でなく、浜松市公開条例第12条に違反している旨を主張する。

平成4年（行ツ）第48号警視庁情報非開示決定処分取消事件（平成4年12月10日最高裁判所第一小法廷判決）では、「一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らし決定すべきである。（略）非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、（略）非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、（略）理由付記としては十分でないといわなければならない。」と判示されている。

実施機関の部分公開決定通知には、条文と理由の記載はあるものの、どこの部分かどの理由で非公開としたかについて判然としないものであり、上記判例の趣旨を鑑みれば、浜松市公開条例第12条の条件を満たしていないと解されるべきである。

(4) 結論

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

【付言】

請求対象公文書2について、実施機関において、改めて処分するにあたり、当委員会における公開非公開の判断を参考に示す。

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 浜松市公開条例第7条第2号について

浜松市公開条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人

の権利利益を害するおそれがあるものについては、非公開とする旨を規定している。

イ 浜松市公開条例第7条第2号イについて

浜松市公開条例第7条第2号イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報は、公開することが認められている。

ウ 浜松市公開条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報に規定している。

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、浜松市が作成した「情報公開制度の手引」によれば、「(1) 生産技術上の秘密に関する情報又は事業活動若しくは営業活動に関する情報で、公開することにより、当該法人等の活動に対し競争上の不利益を与えると認められるもの」、「(2) 経理、人事、労務等の内部管理に関する情報で、公開することにより、法人等の事業運営に不利益を与えると認められるもの」、「(3) その他公開することにより、法人等の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報」とされている。

エ 浜松市公開条例第7条第3号ただし書

浜松市公開条例第7条第3号ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報については、公開することが認められている。

オ 浜松市公開条例第7条第6号

浜松市公開条例第7条第6号では、市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、監査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ等（ア）やその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開とする旨が規定されている。

(2) 審査医の氏名

審査請求人は、精神保健指定医は公務員であるから、私人・個人的な理由によって業務が行われるものではなく、その氏名を公開するべきと主張している。

まず、審査請求人が主張するとおり、精神保健指定医は精神保健福祉法第19条第2項の規定に基づき、公務員として同法第38条の6第1項の監査を行っているのであるから、浜松市公開条例第7条第2号ウの規定に該当し、職務の遂行に係る当該公務員の職及び氏名は原則公開となる。

一方で、実施機関が主張するように、監査を実施した精神保健指定医の氏名が明らかになることにより、今後、当該医師が監査に係る中立的な判断ができなくなる、又

は当該医師から監査の協力が得られなくなるなど、精神科病院の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定しきれず、浜松市公開条例第7条第6号アに規定する事務支障に該当することも考えられる。

しかし、当該監査において、審査医の氏名は監査の相手方に事前に通知されているのであるから、公文書公開請求があったときに氏名を公表しないことで、当該おそれを回避できるわけではない。

よって、実施機関の主張だけでは、浜松市公開条例第7条第6号アの規定が適用されるほどの事務の支障は確認できず、審査医の氏名は公開されるべきである。

#### (3) 患者氏名以外の個人情報（審査医の氏名を除く。）の公開について

審査請求人は、浜松市公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報は「通常他人に知られたいと望むことが正当と認められる情報」と解するべきである旨を主張しており、その例示として、平成10年（行ワ）第10号 公文書一部非公開決定取消請求事件（平成11年12月17日京都地方裁判所第三民事部判決。以下「地裁判決」という。）を資料として提出している。

しかしながら、京都府情報公開条例では、「個人に関する情報であつて、個人が特定されるもののうち、通常知られたいと望むことが正当であると認められるもの」と規定されているが、浜松市公開条例では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報を含む。）」と規定されており、京都府情報公開条例とは、内容が異なるものであるから、そのまま地裁判決の判断は採用できない。

すなわち、浜松市公開条例第7条第2号では、個人を識別できるか否かが判断の重要な要素であり、通常他人に知られたいか否かについては、要件となっていない。

よって、医師の氏名等の特定の個人が識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報を含む。）について、第7条第2号アからウのいずれかに該当しない限りにおいて、非公開としたことは妥当である。

#### (4) 医療機関に関する情報の公開について

審査請求人は、前述の地裁判決及び他の地方公共団体の同種の情報公開請求の答申書（以下「他団体答申書」という。）を根拠に、請求対象公文書の法人等情報は、法人等の権利利益を害するものではなく、公開されるべきである趣旨の主張をしているため、それについて、当委員会にて地裁判決及び他団体答申書を踏まえたうえで、全ての箇所を検討した。

##### ア 地裁判決の検討

地裁判決では、「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定し、「害するおそれのあると認められるもの」とは規定していないことに照らすと、同号に該当するというためには、（略）競争上の地位その他正当な利益が

侵害される危険が具体的・客観的に認められる必要がある。」と判示されていることから、当該地裁判決は、条文上に「おそれ」があるかないかにより、公開するか否かの判断に影響を及ぼすという前提でなされている。

浜松市公開条例第7条第3号アでは、「害するおそれがあるもの」と規定されていることから、地裁判決のように、必ずしも具体的・客観的な侵害が求められるものではなく、法人等の正当な権利・利益を害することが相当程度の蓋然性をもって考えられるものであれば足りると解するべきである。

#### イ 他団体答申書の検討

当委員会では、前提として他団体答申書のうち、請求対象公文書2の非公開部分に係る「精神病院実地指導検査報告書」及び「精神病院等立入検査結果」の公開の可否について検討した。

他団体答申書では、「精神病院には高い公益性があり、当該情報が公開されるのは、受忍せねばならない。」という論拠のもと、当該箇所を公開としている。

しかし、実施機関が主張するとおり、精神保健福祉法が改善命令等の是正や公表についての手続きを定めていることを踏まえると、それらに至らない現段階において、指導履歴を公開されることは、法人等の正当な利益を害するおそれがあると判断した。

#### (5) 浜松市公開条例第7条2号イ及び同条第3号ただし書の適用について

審査請求人は、医療機関に関する情報の多くは、人の生命・健康に直接・間接に関わる情報である旨を主張し、論拠の一つとして、前述の地裁判決及び他団体答申書を上げている。

当委員会で地裁判決及び他団体答申書を踏まえ検討したところ、浜松市公開条例の当該規定を適用して公開すべき情報とは認められなかった。

以上を踏まえて、当委員会が非公開とすべき理由がなく、公開すべきであると判断した箇所は、別表1の通りである。

また、実施機関が弁明書にて提示した非公開理由には該当しないが、その他の非公開理由に該当すると判断した箇所は、別表2の通りである。

別表1 非公開とする理由がなく公開すべきと判断した箇所

※文書名欄の表示は以下のとおり

- (a)・・・令和4年度精神科病院事務指導監査の実施について
- (b)・・・令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査調査表(1)
- (c)・・・令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査調査表(2)
- (d)・・・精神科病院実施指導結果報告書
- (e)・・・令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査結果報告(通知)
- (f)・・・令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査結果報告(改善報告)

No.	文書名	当委員会が公開すべきと判断した箇所
1	(a)	審査医の氏名
2	(b)	1 病院概要 ○関連の社会復帰施設のうち施設の種別、名称、定員
3	(b)	2 病床及び入院患者の状況 (1) 病床利用状況
4	(b)	3 従業員の配置状況及び勤務体制等 (4) 看護体制のうち病棟名
5	(b)	5 入院患者の通信・面会 (3) 面会室のうち病棟名 ※
6	(b)	5 入院患者の通信・面会 (4) 閉鎖病棟への電話機の設置のうち閉鎖病棟
7	(b)	6 入院患者の処遇 (4) 行動制限最小化委員会の状況のうち ア 行動制限最小化委員会の設置の有無 イ 設置年月日、現在の委員構成員の見出し
8	(b)	6 入院患者の処遇 (5) 事後審査委員会の状況のうち設置年月日、現在の委員構成員の見出し
9	(c)	2 病室ごとの患者数の状況のうち病棟名、病室名
10	(d)	別記様式1 精神保健指定の同行のうち精神保健指定医の氏名

※一部医療機関は(2)と記載されています。

別表2 その他の非公開理由に該当すると判断した箇所

※文書名欄の表示は以下のとおり

- (a) . . . 令和4年度精神科病院事務指導監査の実施について
- (b) . . . 令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査調査表(1)
- (c) . . . 令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査調査表(2)
- (d) . . . 精神科病院実施指導結果報告書
- (e) . . . 令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査結果報告(通知)
- (f) . . . 令和4年度浜松市精神科病院事務指導監査結果報告(改善報告)

No.	文書名	非公開箇所	当委員会が非公開すべきと判断した理由
1	(b)	前月の一人当たりの最長 残業時間	第7条第3号ア 法人等の経理、人事、労務等の内部管理に 関する情報。公にすることにより法人等の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあると認められる。
2	(b)	夜勤の状況	第7条第3号ア 法人等の経理、人事、労務等の内部管理に 関する情報。公にすることにより法人等の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあると認められる。
3	(c)	精神保健福祉法運用上の 課題	第7条第6号 公開することにより、法人等の率直な意見 が提出されなくなるおそれがあり、事務に 支障をきたすおそれがあると認められる。

## 6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年8月22日	諮問書を受理した。
令和6年1月29日	審査庁から弁明書を受理した。
2月29日	審査庁から反論書を受理した。
8月6日	諮問の審査を行った。(1回目)
9月20日	諮問の審査を行った。(2回目)
10月21日	諮問の審査を行った。(3回目)
12月23日	口頭意見陳述を行った。
令和7年2月12日	諮問の審査を行った。(4回目)
3月18日	諮問の審査を行った。(5回目)
5月8日	答申案の検討を行った。

### 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	羽田野 真帆	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	浜井 卓男	浜松市自治会連合会 理事
委員	松山 正寛	浜松市人権擁護委員連絡協議会 相談役

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順